

国会

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

番号: 53/2014/QH13

ハノイ、2014年6月20日

公証法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づいて、

国会は公証法を公布する。

第1章

総則

第1条：調整範囲

本法は公証人、公証従事組織、公証従事、公証手続き及び公証に関する国家管理について規定する。

第2条：用語解説

本法において、下記の用語は次のように解説される。

1. 公証は公証従事組織の公証人が書面により、民事契約や取引の合法性（下記は契約・取引という）、法律規定に従って公証が必要である又は個人や組織が自らで公証を要求するベトナム語から外国語またその逆の各種書類の翻訳版（下記は翻訳版）の正確さ、合法性を承認・証明することである。
2. 公証人は本法に定める条件を満たし、司法省大臣により公証人として任命される人である。
3. 公証要求者は本法に従って契約・取引や翻訳版などに対する公証を要求するベトナムの個人、組織又は外国人や海外組織である。
4. 公証書は公証人により本法の規定に従って承認された契約、取引、翻訳版である。
5. 公証従事組織は本法及び関係規定に従って設立と活動を行う公立公証所と民間公証所である。

第3条：公証人の社会的な役割

公証人は契約、取引に参加する各当事者に対する法的効力の安全保証、紛争防止、個人・組織の合法な権限と利益の保護に貢献し、経済社会発展を安定化させる目的で、国により任務を委任される公共サービスを提供する。

第4条：公証従事の原則

1. 憲法及び法律の厳守
2. 客観的、忠実に
3. 公証従事規則、道徳の遵守
4. 公証書について、法律及び公証要求者に対する責任

第5条：公証文書の法的価値

1. 公証書は公証人が署名、公証従事組織の印鑑を押印した日から効力がある。
2. 公証された契約、取引は関係当事者に対する施行効力を持つ。義務を持つ当事者は自分の義務を実施しない場合、契約・取引に参加する各当事者の間に別段の合意がある場合を除き、他の当事者は裁判所に提訴し、法律規定に従って解決するように求める。
3. 公証された契約、取引は証拠としての価値を持つ。公証された契約、取引における内容、条項は裁判所から無効だと言い渡された場合を除き、（公証された契約、取引における内容等の妥当性を）証明する必要がない。
4. 公証された翻訳版は原本の書類、資料と同様の使用価値がある。

第6条：公証における言語と文字

公証における言語と文字はベトナム語である。

第7条：禁止行為

1. 公証人や公証従事組織は下記の行為を禁止される。
 - a) 書面による公証要求者からの事前承諾がある又は法律に別段の定めがある場合を除き、公証内容を他人に漏らす。他の個人や組織の合法な権利と利益を侵害するために公証内容を使う。
 - b) 契約・取引、翻訳版の内容が違法や社会道徳に反するケースに対する公証を行う。契約・取引に参加する人が偽造取引又は他の詐欺行為を行うように促す。

- c) 自分又は自分の妻又は夫、実親、義理親、育ての親、夫又は妻の育ての親、実の子供や養子、嫁や婿、祖父母、実の兄弟、妻又夫の実の兄弟、実の孫などの資産や利益に関する契約・取引や翻訳版を公証する。
- d) 正当な理由がなく公証要求を断る。公証要求者に迷惑行為や妨害行為を行う。
- e) 公証要求者に対し、法律に定める合意した公証費、公証報酬及び他の費用以外、他の手数料や利益を要求し受け取る。公証要求者や関係組織・個人に損害をもたらす可能性があるにもかかわらず、公証を断る又は公証を行うために、第三者からの金銭や利益を要求し受け取る。
- f) 他人に自分のサービスの使用を強制する。公証要求者や関係者と共に謀して、公証書や公証ファイルの内容を変更する。
- g) 自分や自分の組織が公証従事において利益などを作るために違法や社会道徳に反する行為を行ったり、威嚇する。
- h) 公証人や自分の組織について各種メディア上で広告する。
- i) 公証従事組織は公証従事組織の定める場所以外の所で、事務所、支店や取引所を開く。登録済みの活動範囲外の生産・経営・サービスを行う。
- j) 公証人は2箇所以上の公証従事組織で仕事を行う又は他の常任業務を兼任する。
- k) 公証人は公証従事組織外の企業経営に参加する。公証を受け付けた契約や取引に関する仲介、代理などの活動に参加する。
- l) 法律に違反する、公証人の道徳に反する。

2. 個人や組織が下記の行為を禁止される。

- a) 公証要求者を偽る。
- b) 公証要求者は事実と異なった情報や資料を提供、偽造書類等や違法な書類を使う。
- c) 偽造や不正な行為がある証人、翻訳者となる。
- d) 公証業務に支障をもたらす。

第2章

公証人

第8条：公証人の基準

ベトナムに住んでいるベトナム人で、憲法及び法律を厳守、道徳がよく、他の基準を満たす人は公証人として任命される。

1. 法学学士号を持つ。
2. 法学学士号を獲得した後、各機関・組織で法律業務に関する 5 年間以上の経験を持つ。
3. 本法 9 条に定める公証教育コースを卒業した又は本法 10 条 2 項に定める公証所の職業訓練コースを修了する。
4. 公証従事の研修結果の確認テストに合格する。
5. 公証従事を行うために十分な健康状態を持つ。

第9条：公証人の教育

1. 法学学士号を持つ人は公証職業教育訓練所で公証職業教育訓練コースに参加できる。
2. 公証職業教育訓練期間は 12 ヶ月である。

公証職業教育訓練プログラムを修了した人は公証職業教育訓練を行う組織により公証職業教育訓練コース卒業証書を交付される。

3. 司法省大臣は公証職業教育訓練所、公証職業教育訓練プログラム枠及び海外で公証職業教育を受けた人に対する公認について詳細に規定する。

第10条：公証人教育の免除

1. 下記の人は公証職業教育訓練を免除される。
 - a) 5 年間以上の裁判官、監査員としての経験がある者
 - b) 5 年間以上経験がある弁護士
 - c) 法学の博士号、教授、準教授
 - d) 裁判分野における高等裁判官、監査分野における高等監査員、法律分野における高等研究員、専門員、教授
2. 本条 1 項に定める対象者は公証人の任命申請を行う前に、公証従事スキル育成コースに参加すること。公証従事育成期間は 3 ヶ月である。

公証従事育成コースを完了した者は公証従事育成コースの修了証明書を交付される。

3. 司法省大臣は本条 2 項の規定に定める公証従事育成コースの内容を詳細に規定する。

第 11 条：公証従事の研修

1. 公証職業教育訓練コースの卒業証書又は公証従事育成コース証書を持つ人は公証従事組織で研修すること。研修者は研修者の受入情報が整っている公証従事組織に自ら連絡できる。自ら連絡できない場合、司法局が研修者の受入情報が整っている公証従事組織を配置するように要求できる。

研修者は受入公証従事組織が位置する地方の司法局で研修を登録すること。

公証従事の研修期間は公証職業教育訓練コースの卒業証書を持つ人について 12 ヶ月で、公証従事育成コース証書を持つ人について 6 ヶ月である。公証従事の研修期間は研修登録日から計算される。

2. 研修者を受け入れる公証従事組織は本条 3 項に定める研修者指導条件を満たす公証人がいて、研修できるインフラ設備があること。

3. 公証従事組織は研修者を指導する公証人を割り当てる。

研修者を指導する公証人は 2 年以上の公証従事経験がある。公証従事時に行政違反や規律違反の処分を受けた公証人は処分を受けた日から 12 ヶ月間は、公証研修者を指導できない。同時期に、1 名の公証人は研修者 2 名以上指導できない。

研修者を指導する公証人は研修者に対し、本条 4 項定める業務の実施を案内し、責任を負う。

4. 公証研修者は公証従事スキルや公証に関する業務の実施について案内される。公証研修者は公証書を署名できない。

5. 研修期間が終了する時、研修者は指導公証人の評価及び受入公証従事組織の承認付の研修結果報告書を研修を登録した司法局まで提出し、公証従事研修結果の評価試験に登録できる。試験に合格した人は公証従事研修結果証明書を交付される。

6. 司法省大臣は公証従事研修内容及び公証従事研修結果を詳細に定める。

第 12 条：公証人の任命

1. 本法 8 条に定める基準を満たす人は司法省大臣に対して公証人として任命するよう要求できる。公証人任命申請書類は公証従事研修に登録したところの司法局で提出する。

2. 公証人任命申請書類は下記を含む。

- a) 司法省大臣が規定するサンプルに従う公証人任命申請書
- b) 司法履歴票
- c) 法学学士号、修士号又は博士号の証明書複写版
- d) 法律に関する経験期間証明書
- e) 公証業務研修コースの卒業証明書の複写版。公証業務教育を免除される人について、公証業務訓練コース修了書の複写版及び本人が本法 10 条 1 項に定める公証業務教育を免除される対象に該当する証明書類
- f) 公証従事研修の確認テストの結果証明書の複写版
- g) 管轄権限を持つ医療機関が発行した健康証明書

3. 本条 2 条に定める書類を十分に受取ってから 10 営業日内に、司法局は申請書類に従って、司法省大臣が公証人を任命するように提案書を作成し、司法省大臣に提出する。任命を拒否する場合、明確な理由を記入する書面をもって通知すること。

4. 司法局から 3 項に記述する公証人任命に関する提案書を受取ってから 30 日間内に、司法省大臣は公証人任命を検討し、決定を下す。任命を拒否する場合、明確な理由を記入する書面をもって司法局と申請者に通知すること。

第 13 条：公証人として任命されない場合

- 1. 刑事責任を追及されている者、裁判所の有罪判決を受けた者
- 2. 行政違反処理に関する法律規定に従って、行政処分を受けている者
- 3. 民事行為能力がない者又は制限される者
- 4. 解任・解雇処分を受けている職員、従業員又は軍事及び公安官
- 5. 弁護士団のリストから除名の処分により弁護士従事資格を撤回された者、弁護士従事資格撤回決定日から 3 年間の期間が終了していない弁護士従事資格を撤回された者

第 14 条：公証従事の一時停止

- 1. 公証人が従事している司法局は下記の場合に、公証人の従事を一時停止すると決める。

a) 刑事責任を追及されている公証人

b) 行政処分を適用されている公証人

2. 公証従事停止期間が最大で 12 ヶ月間である。

3. 司法局は下記の場合に、公証人に対する公証従事停止決定書を期限前に廃止すると決める。

a) 裁判所からの無罪判決があった。

b) 行政処分に関する法律規定に従って行政処分の適用を廃止された。

4. 公証人の従事停止決定書、従事停止決定書の廃止決定書は公証人、公証人が勤務している公証従事組織、省・中央人民委員会(以下は省レベルの人民委員会という)と司法省まで送られること。

第 15 条：公証人の解任

1. 公証人は個人の希望に従って公証人として辞任・解任し、他の組織に移動できる。

公証人は公証従事登録を行った司法局で解任申請書を提出する。公証人から解任申請書を受取ってから 15 日間内に、司法局は公証人からの解任申請書と共に、司法省大臣に承認書を提出する。

2. 公証人は下記の場合において、解任される。

a) 本法第 8 条に定める公証人の基準を満たしていない。

b) 民事能力がない又は制限がある。

c) 他の通常業務を兼任する。

d) 公証人として任命された日から 2 年間に公証従事を行わない又は連続 12 ヶ月間に公証従事を行わない。

e) 本法第 14 条 2 項に定める公証従事停止期間が切れたが、公証従事停止理由が他に存在する。

f) 公証従事中に 2 回目行政処分を受けたが引き続き違反行為を行う。警告処分以上の処分を 2 回以上受けたが、引き続き違反行為を行う又は解職処分を受けている。

g) 裁判所の有効な判決を受けている。

h) 任命時点で、本法第13条に定める公証人を任命されない場合に該当する。

3. 司法局は管轄権限を持つ地方における公証従事基準を調査・監査する責任がある。

公証人が本条2項に定める解任対象に該当する根拠がある時、司法局は公証解任提案書と共に、解任根拠として添付ファイルを司法大臣に提出する。

4. 解任提案書を受け取ってから15日間内に司法省大臣が検討し、解任決定を下す。

第16条：公証人の再任命

1. 本法第15条1項に定める解任される対象者は再任命提案書がある時に、再任命を検討される。

2. 本法第15条2項に従って解任される者は本条3項に定める場合を除き、本法第8条に定める基準を満たして、解任理由が他に存在しない場合に再任命を検討される。

3. 裁判所から有罪判決を受けている者、公証従事中に2回目行政処分を受けたが引き続き違反行為を行う者又は警告処分以上の処分を2回以上受けたが、引き続き違反行為を行う又は解職処分を受けている者は再任命されない。

4. 公証人再任手続きは本法第12条に従う。再任命書類は下記を含む。

a) 司法省大臣が定める様式の公証人再任命提案書

b) 司法履歴票

c) 管轄権限を持つ医療機関が発行した健康証明書

d) 公証人解任決定書の複写版

e) 本条1項に定める場合を除き、解任理由が他に存在しないことを証明する書類の複写版

第17条：公証人の権限と義務

1. 公証人は下記の権限を持つ。

a) 法律は公証人の公証従事権限を保護する。

b) 公証所設立に参加する又は公証従事組織で契約によって業務を行う。

c) 本法の規定に従って契約、取引、翻訳版を公証できる。

d) 公証を行うために、関係個人・組織・機関に対し情報や資料を提供するように要求する。

e) 違法や社会道徳に反する契約、取引、翻訳版の公証を拒否できる。

f) 本法及び関係法律に定める他の権限。

2. 公証人は下記の義務がある。

a) 公証従事原則を厳守する。

b) 公証従事組織で仕事する。

c) 公証要求者の合法な権利と利益を尊重し保護する。

d) 公証要求者に対し、合法な権利と利益、公証の意味と法的な結果を明確に説明する。公証を拒否する場合は、公証要求者に明確な理由を説明すること。

e) 書面による公証要求者の合意又は法律に別段の規定がある場合を除き、公証内容の秘密を保護する。

f) 毎年公証業務養成コースに参加する。

g) 自分が公証した公証書について、法律及び公証要求者に対して責任を負う。公証所の合名構成員としての公証所の活動について法的責任を負う。

h) 公証人の社会・職業組織に参加する。

i) 管轄国家機関、公証人である公証従事組織、参加メンバーである公証人の社会・職業組織により管理される。

j) 本法及び関係法に定める他の義務。

第3章

公証従事組織

第18条：公証従事組織の設立原則

1. 公証従事組織は本法の規定の通りに、政府首相により承認された公証従事組織発展マスターープランに従って設立される。

2. 民間公証所は公立公証所を発展させる条件がない地方にのみ設立される。

3. 公立公証所は経済社会条件が困難な場所に設立される。

第 19 条：公証所（公立公証所）

1. 公証所は省レベルの人民委員会の決定によって設立される。

2. 公証所は司法局の配下で、自らの事務所・印鑑及び口座を持つ。

公証所の法的代理人は公証所長である。公証所長は省レベルの人民委員長により任命される公証人であること。

3. 公証所の名称は“Phòng công chứng”（公証所）の言葉の後、設立順次番号及び公証所が設立された省・中央直轄市の名前を含む。

4. 公証所は国章無しの印鑑を使う。公証所は設立許可決定書があった後、印鑑を製造し使用する。公証所の印鑑製造と使用に関する手続き、申請書類は印鑑に関する法律規定に従う。

第 20 条：民間公証書の設立

1. 公証に関する地方の需要に基づいて、司法局は投資計画局、財務局、総務局と協力して、民間公証所設立案を作成し、省人民委員会がそれに従って検討し、決定する。設立案において、民間公証所の必要性、予定の名称、人事、場所などを明確化する。

2. 省人民委員会が民間公証所設立決定を下してから 30 日以内に、司法局は中央新聞又は民間公証所が所在している地方の新聞に、3回連続に下記の内容で掲載すること。

a) 民間公証所設立の名称、住所

b) 民間公証所設立許可決定書の番号、日付及び活動開始日

3. 省人民委員会が民間公証所の名称又は所在地を変更すると決める場合、司法局は本条 2 項に定める規定に従って、その変更内容を新聞に掲載すること。

第 21 条：民間公証所の解散

1. 民間公証所の維持が必要ない場合、司法局は民間公証所から公立公証所に変更する案を作成し、省人民委員会に提出し、省人民委員会はその案を承認する。

政府は民間公証所から公立公証所に変更することについて詳細に規定する。

2. 民間公証所から公立公証所に変更する可能性がない場合、司法局は民間公証所解散案を作成し、省人民委員会の承認を得るために省人民委員会に提出する。

解散する民間公証所は借金返済、清算、従業員の労働契約の処理が完了して、受け付けた公証要求を完成した後のみ解散できる。

省人民委員会が民間公証所解散決定を下してから 15 日間に内に、司法局は中央新聞又は民間公証所設立が所在している地方の新聞に、3 回連続に民間公証所解散に関する内容で掲載すること。

第 22 条：私立公証所

1. 私立公証所は本法の規定及び合名企業に関する関係法の規定に従って設立し活動する。

公証所は合名構成員 2 名（公証人 2 名）以上有すること。公証所は出資者がいない。

2. 公証所の法的代理人は公証所長である。公証所長はその公証所の合名公証人で、2 年以上公証従事経験がある。

3. 公証所の名称は“Phòng công chứng”（公証所）の言葉の後、公証所長又はその公証所の合名公証人の氏名を含むが、他の公証従事組織の名称と重複せず、社会風習・歴史・文化などに反しないこと。

4. 公証所の事務所は政府が定める条件を満たすこと。

公証所は印鑑と口座を持ち、公証費・公証報酬及び他の合法な収入で財政的に自立する原則に従って活動を行う。

5. 公証所は国章無しの印鑑を使う。公証所は設立許可決定書があった後、印鑑を製造と使用する。公証所の印鑑製造と使用に関する手続き、申請書類は印鑑に関する法律規定に従う。

第 23 条：公証所の設立と活動登録

1. 民間公証所を設立する公証人は省人民委員会の承認を得るために、民間公証所設立申請書類を省人民委員会に提出すること。

民間公証所設立申請書類は申請書及び民間公証所設立案案、民間公証所を設立する公証人の公証人任命決定書の複写版を含み、その中で設立の必要性、組織、人材、名称、場所、設備及び展開計画を明確化する。

2. 適切な民間公証所設立申請書類を受領してから 20 日間に内に、省人民委員会は検討し、民間公証所設立許可を決定する。拒否する場合、理由を明確に記入する書面をもって通知する。

3. 民間公証所設立許可を受けてから 90 日間に内に、公証人は該当司法局で活動登録を行う。

民間公証所の活動登録内容は公証所の名称、公証所長の氏名、所在地、公証所で勤務する公証人一覧を含む。

4. 民間公証所の活動登録証明書類は活動登録申請書、関係書類、公証所で勤務する公証人一覧を含む。

適切な活動登録証明書類を受領してから 10 日以内に、司法局は活動登録証明書を交付する。拒否する場合は理由を明確に記入する書面をもって通知する。

5. 公証所は活動登録証明書を受領してから公証活動を行うことができる。

第 24 条：公証所の活動登録内容の変更

1. 本法第 23 条 3 項に定めるいづれかの内容を変更する時、公証所は活動登録を行った司法局で変更内容を登録すること。

同省・中央直轄市における他の区・郡に公証所の所在地を変更することは省人民委員会の承認が必要であり、公証従事組織発展マスタープランに適切であること。

2. 名称、所在地又は公証所長を変更する公証所は司法局により適切な書類を受け取ってから 7 日以内に、活動登録証明書を再度交付される。拒否する場合、理由を明確に記入する書面をもって通知する。

第 25 条：公証所の活動登録内容に関する情報提供

公証所の活動登録証明書を交付又は再交付してから 10 日以内に、司法局は税務機関、統計機関、公安機関、公証所が所在している区・郡などの人民委員会に書面をもって通知すること。

第 26 条：公証所の活動登録内容を新聞に掲載すること

1. 活動登録証明書を貰ってから 30 日以内に、公証所は中央新聞又は民間公証所が所在している地方の新聞に、3回連続、下記の内容で掲載すること。

a) 公証所の名称、所在地

b) 公証所で従事している公証人の氏名、任命決定書番号

c) 活動登録証明書の番号、発行日付、登録先及び活動開始日

2. 活動登録証明書を再交付される場合、公証所は本条 1 項に従って、再交付される活動登録証明書の内容について新聞に掲載すること。

第 27 条：公証所の合名構成員の変更

1. 公証所の合名構成員は個人の希望及び法律規定に定めるその他の場合に従って、合名資格を終了できる。

公証所は各合名構成員の同意があれば、新しい合名構成員を受け入れることができる。

公証所の合名構成員の除名及び新構成員の受入は企業に関する法律規定と本法の規定に従う。

2. 公証所の合名公証人が亡くなった場合、その公証人の相続者はその公証人の責任を引いた後、公証所におけるその公証人の資産を受けられる。

相続者は公証人の資格をもって、他の合名公証人の同意があれば、その公証所の合名構成員になれる。

第 28 条：公証所の合併

1. 1 つの省・中央直轄市内に所在する 2 つ以上の公証所は合併後の公証所に全ての資産、権限、義務及び利益を移転し、同時に公証所の全活動を停止することにより、1 つの公証所に合併できる。

1 つ又は複数の公証所は合併後の公証所に全ての資産、権限、義務及び利益を移転し、同時に公証所の全活動を停止することにより、同じ省・中央直轄市に所在している他の公証所に合併できる。

2. 省人民委員会は公証所の合併を検討、許可する。

3. 政府は公証所の合併手続きを詳細に規定する。

第 29 条：公証所の譲渡

1. 公証所は本条 2 項に定める条件を満たせる公証人に譲渡できる。公証所は 2 年以上公証活動を行った場合のみ譲渡できる。

公証所を譲渡した公証人は譲渡日から 5 年間内に、新公証所設立に参加できない。

2. 公証所を譲渡した公証人は下記の条件を満たすこと。

a) 公証所長の役割を予定する公証人について、2 年以上公証従事を行った。

- b) 謙譲される公証所で従事を誓約する。
- c) 謙譲される公証所の権利と義務を相続すると誓約する。

3. 省人民委員会は公証所謙譲を検討し許可する。

4. 政府は公証所謙譲手続きを詳細に規定する。

第 30 条：設立許可決定書の撤回

1. 公証所は下記の場合に設立許可決定書を撤回される。

- a) 公証所は本法第 23 条に従って活動登録を行わない。
- b) 公証所は活動登録証明書を交付されてから 6 ヶ月間を超えてまだ活動を開始していない。
- c) 公証人全員が公証従事を停止される場合を除き、公証所は 3 ヶ月以上連續に活動を行わない。
- d) 合名公証所は構成員 1 名しか残っていない、またその日から 6 ヶ月間を超えて新構成員を追加できる。
- e) 公証所の公証人全員は亡くなった又は裁判所により亡くなったと判断された。
- f) 公証所は本法及び関係法律規定に従って活動条件を維持できない。

2. 司法局は省人民委員会が設立許可決定書撤回を決定するために、調査、監査を行って提案を作成、省人民委員会に提出する。

第 31 条：公証所の活動終了

1. 公証所は下記の場合において活動を終了する。

- a) 公証所が自ら活動を終了する。
- b) 公証所が本法 30 条に従って、設立許可決定書を撤回される。
- c) 公証所が合併される。

2. 公証所が本条 1 項の a に従って活動を終了する場合、活動終了の 30 日前に、公証所は活動登録を行った司法局に通知すること。活動終了時点の前に、公証所は税金及びその他の借金を十分に返済し、従業員と締結した労働契約を解約する手続きを完成し、受

受け付けた公証要求を完成する義務がある。受け付けた公証要求を完成できない場合、公証要求者と合意すること。

本条 1 項の c に従って活動を終了する場合、公証所の権利と義務は合併後の公証所が引き続き実施する。

公証所は中央新聞又は民間公証所が所在している地方の新聞に、3 回連続に活動終了について掲載する責任がある。

司法局は公証所の活動登録証明書を撤回する責任があり、省人民委員会及び本法第 25 条に定める機関に対し、公証所の活動終了と設立許可書の撤回を報告する。

3. 公証所が本条 1 項の b に従って活動を終了する場合、設立許可決定書を撤回する決定があつてから 7 日間内に、司法局は公証所の設立許可決定書を撤回する責任があり、本法第 25 条に定める各期間に書面をもつて通知すると同時に、中央新聞又は民間公証所が所在している地方の新聞に、3 回連続その公証所の活動終了について掲載する責任がある。

設立許可決定書を撤回されてから 60 日以内に、公証所は税金及びその他の借金を十分に返済し、従業員と締結した労働契約を解約する手続きを完成、受け付けた公証要求を完成する義務がある。受け付けた公証要求を行わない場合、公証要求者に要求書類を返すこと。この期間が終了した後、公証所は資産に関する義務を果たしていない場合又は公証所が公証人全員が亡くなった或は裁判所により亡くなったと判決されたことにより設立許可決定書を撤回される場合、その公証所の資産は民事法に従つて、公証所の借金を返済するために使用される。

第 32 条：公証従事組織の権限

1. 本法第 34 条 1 項の a 及び c の規定に従つて、公証人と従業員と労働契約を結ぶ。
2. 公証費、公証報酬及び他の費用を収納する。
3. 住民の需要を満たすために、休日・勤務時間外の交渉サービスを提供する。
4. 本法第 62 条に定める公証データベースからの情報を使用できる。
5. 本法及び他の関係法律規定に定める他の権限。

第 33 条：公証従事組織の義務

1. 法律及び公証従事原則及び道徳に従つて、配下の公証人及び従業員を管理する。
2. 労働、税金、財政、統計に関する法律規定を履行する。

3. 国家行政機関の勤務日、勤務時間の制度を実施する。
4. 事務所に、勤務スケジュール、公証手続き、公証要求者の接待内規、公証費、公証補修及び他の費用を掲示する。
5. 本条 37 条に従って組織内の公証人に対し業務責任に関する保険を購入する。本法第 38 条に従って損害賠償を行う。
6. 組織内の研修時に、公証従事研修生を受け入れ、管理する。
7. 組織内の公証人が毎年公証業務訓練・教育に参加できるように良い条件を作り出す。
8. 公証済みの契約・取引・翻訳版に関する報告、監査、検査及び情報提供について、国家管理機関の要求を実施する。
9. 公証簿を作成し、公証書類を保管する。
10. 公証済みの契約、取引に関する情報を本法 62 条に定める公証データベースに共有する。
11. 本法及び関係法律規定に定める他の義務。

第 4 章

公証従事

第 34 条：公証人の従事形態

1. 公証人の従事形態は下記を含む。
 - a) 公立公証所の公証人
 - b) 民間公証所の合名公証人
 - c) 民間公証所で労働契約に従って勤務する公証人
2. 本条 1 項の a に定める公証人の採用、管理、使用は職員に関する法律規定に従う。

本条 1 項の a に定める公証人との労働契約締結は労働法律に関する法律と本法の規定に従う。

第 35 条：従事登録

1. 公証従事組織は活動登録を行った司法局で、自分の公証人に関する従事登録を行う。

公証所は本法第 23 条と 24 条に従って公証所登録活動或は登録内容変更登録を行う時に、自分の公証人に関する従事登録を行う。

公証所は公証所設立許可決定書があった後又は公証人の追加時に自分の公証人に関する従事登録を行う。

2. 司法局は公証従事組織の公証人の従事登録と公証人カード提供を行う。拒否する場合は理由を明確に記入する書面をもって通知する。

3. 公証人が公証従事組織で今後勤務しない場合、公証従事組織はその公証人登録を抹消するために、司法局に通知する責任がある。公証人は公証従事組織との労働契約が終了した時又は公証所の合名構成員を辞めた後、公証書に署名できない。

第 36 条：公証人カード

1. 公証人カードは公証人の公証従事資格を証明する書類である。公証人は公証従事時に公証人カードを持参すること。

2. 公証人はカードを紛失した場合、再度公証人カードを交付される。

公証人カードは公証人が解任される又は従事登録を抹消される時に回収される。

3. 司法省大臣は公証人カードの様式、公証人の従事登録手続き、公証人カードの交付、再交付及び撤回について詳細に定める。

第 37 条：公証人の業務責任に関する保険

1. 公証人の業務責任に関する保険は必須である。公証人の業務責任に関する保険加入は公証従事活動中に維持されること。

2. 公証従事組織は組織内の公証人に対し、公証人の業務責任に関する保険を購入する義務がある。

保険加入及び保険契約期間などに関する変更があってから 10 営業日以内に、公証従事組織は司法局に対し、保険契約の複写版、更新契約などを提出する。

3. 政府は公証人の業務責任に関する保険の保険条件、保険料、保険金などを詳細に規定する。

第 38 条：公証活動における賠償

1. 公証従事組織は組織内の公証人、従業員又は翻訳者の過失に起因して発生する損害を公証要求者及び他の個人・組織に賠償すること。

2. 被害を起こした公証人、従業員又は翻訳者は法律規定に従って、その損害賠償金を公証従事組織に返還すること。返還しない場合、公証従事組織は裁判所に提訴できる。

第39条：公証人の社会・職業組織

1. 公証人の社会・職業組織は公証人の合法な権限と利益を代表し保護するために、中央と省レベルで設立される組織である。この組織は公証従事原則及び道徳を公布、公証に関する法律規定、公証従事道徳規則の遵守を監査、国家機関と協力して公証業務研修・育成・訓練を行い、公証人の任命・解任、公証従事組織の設立・合併・譲渡・活動禁止などについて意見を管轄国家機関に提出し、政府が定めるその他の任務を行う。

2. 政府は公証人の社会・職業組織の設立、組織、任務、権限を詳細に規定する。

第5章

契約、取引及び翻訳版の公証手続

第1部：公証に関する一般手続

第40条：作成済みの契約、取引の公証

1. 公証要求書類は1セットで作成され、下記の書類を含む。

a) 公証要求申請票（その中に公証要求者の氏名、住所、公証したい内容、添付書類一覧、公証従事組織の名称、受付者氏名、受付時間などを記入する。）

b) 契約、取引の草案

c) 公証要求書の身分証明書など

d) 使用権・所有権を登録すべき資産に関する契約、取引を行う時、その資産の使用権・所有権証明書の複写版又は法律に定めるその他の書類

e) 法律規定に定める契約、取引に関する他の書類の複写版

2. 本条1項に定める複写版は撮影版、印刷版又は原本と正確で十分な情報を記入するタイプ版である場合、認証の必要がない。

3. 公証人は公証要求書類を確認する。公証要求書類が十分で、法律規定に適切である場合、受け付けて公証簿に記入する。

4. 公証人は公証要求者が公証手続き及び契約・取引の実施に関する法律規定を厳守するよう案内する。また、公証要求者が自分の権利と義務、契約・取引に参加する法的意味と結果を明確に理解できるように説明する。

5. 要求書類が明確な内容を記入していない場合、契約・取引の締結が威嚇・強制によって行われたという根拠がある場合又は公証要求者の民事能力がない場合、或は契約・取引先について疑惑がある場合、公証人は公証要求者に対し、明確化するように要求できる。又は公証人は公証要求者の要求に従ってその不明な点を確認や鑑定を行う。その内容を明確化できない場合、公証を拒否できる。

6. 公証人は契約・取引の草案を確認する。契約・取引の草案に、違法や道徳に反する条項がある又は契約・取引の当事者が法律規定に適切でない場合、公証人は公証要求者が修正するように指示する。

公証要求者が修正しない場合、公証人は公証を拒否する権限がある。

7. 公証要求者は自らで、契約・取引内容を再度確認する又は公証人が公証要求者の要求に従って確認する。

8. 公証要求者は契約・取引内容に同意したら、契約・取引の各ページに署名する。公証人は契約・取引の各ページに署名と押印を行う前に、公証要求者に対し本条1項に定める各種書類の原本を提示するように要求する。

第41条：公証人が公証要求者の要求に従って作成する契約、取引の公証

1. 公証要求者は本法第40条1項のa, c, d及びeに定める書類1セットを提出し、契約・取引の内容と意志を記載する。

2. 公証人は本法第40条3,4及び5項に定める業務を行う。

契約・取引の内容が正確で合法で社会道徳に反しない場合、公証人は契約・取引草案を作成する。

3. 公証要求者は契約・取引草案を自らで確認する。公証要求者は本番の契約・取引内容に同意した後、契約・取引の各ページに署名する。公証人は契約・取引の各ページに署名と押印を行う前に、公証要求者が本条1項に定める各種書類の原本を提示するように要求する。

第42条：不動産に関する契約、取引の公証範囲

遺言や遺産受取拒否書、不動産に関する各権利を履行する権限委託書がある場合を除き、公証従事組織の公証人はその公証所の事務所が所在する省・中央直轄市内の不動産に関する契約、取引のみ公証できる。

第 43 条：公証期間

1. 公証期間は公証要求書類を受け付けてから公証結果を返却する日までである。契約・取引内容の確認などの準備期間は公証期間に計算されない。
2. 公証期間は 2 日間を超えない。複雑な契約・取引について、公証期間はより延長できるが、10 営業日を超えないこと。

第 44 条：公証場所

1. 公証は本条 2 項に定める場合を除き、公証従事組織の事務所で行われる。
2. 公証要求者が高齢者、身体障害者、拘留・懲役を受けている者又は他の適切な理由で公証従事組織に行くことができない者の場合、公証は公証従事組織の事務所外の場所で行われる。

第 45 条：公証書における文字

1. 公証書における文字は明確で、読みやすく、略語や記号がない、取消などがないこと。
2. 公証時点は年、月、日を記入する。公証要求者が要求する又は公証人が必要だと判断する場合、時・分まで記入できる。数字は法律に別段の定めがある場合を除き、文字と数字の両方で表記する。

第 46 条：公証人の証言

1. 契約・取引における公証人の証言は公証時点、公証場所、公証人の氏名、公証従事組織の名称、公証要求者が自らの意思で民事能力を十分もって契約・取引に参加している旨、契約・取引の内容が合法で社会道徳に反していない旨、各当事者の署名・押印や指紋が本人の物であること、証言に関する公証人の責任、公証人の署名と公証従事組織の印鑑などの内容を含む。

2. 司法省大臣は契約・取引における公証人の証言のサンプルを詳細に規定する。

第 47 条：公証要求者、承認、翻訳者

1. 公証要求者は個人である場合、民事能力を持っていること。

公証要求者は組織である場合、その組織の法的代理人或は権限を委託される代表者を通して公証を行うこと。

公証要求者は公証に関する必要な書類を提出し、それらの書類に関する正確さ、合法性について責任を負う。

2. 公証要求者が読めない、聞けない、署名できない、指紋を押せない又は法律に定める他のケースについて、公証を行う時に証人が必要である。

証人は 18 歳以上の者で、十分な民事能力を持ち、公証に関する権利と義務がないこと。

証人は公証要求者により指名される。公証要求者が証人を指名できない場合、公証人が指定する。

3. 公証要求者がベトナム語を使用できない場合、通訳者が必要である。

通訳者は 18 歳以上の者で、十分な民事能力を持ち、ベトナム語と公証要求者が使用する言語を使いこなせる者である。

通訳者は公証要求者により指定され、自らの通訳内容について責任を負う。

第 48 条：公証書における署名、指紋

1. 公証要求者、証人、通訳者は公証人の前に、契約に署名すること。

契約締結権限を持つ組織の人が公証従事組織に署名サンプルを登録した場合、その者は本番の契約の前に署名できる。公証人は契約におけるその者の署名と登録済みの署名を比較する。

2. 公証要求者、証人、通訳者が障害者又は署名できない時の署名の代わりに指紋を使用する。指紋を付ける時、公証要求者、証人、通訳者は右側の人指し指を使用する。右側の人指し指が使用できない場合、左側の人指し指を使用する。両方の人指し指が使用できない場合、他の指を使用できるが、どの指を使用するか明確に記載する。

3. 下記の場合において、署名と同時に指紋を使用する。

a) 遺書の公証の場合

b) 公証要求者の要求による場合

c) 公証人が公証要求者の権利を保護するために必要だと判断する場合

第 49 条：公証書におけるページ記入

公証書が 2 ページ以上ある場合、各ページに順次番号を付けること。公証書が 2 ページ以上ある場合は各ページ間の割り印を押すこと。

第 50 条：公証書における技術的な誤りの修正

1. 技術的な誤りは公証書の記述誤り、タイピング誤り、印刷誤りなどで、その誤りを修正しても契約・取引の参加当事者の権利と義務に影響を与えない誤りである。
2. 公証書における技術的な誤りの修正はその公証を行った公証従事組織で実施される。その公証従事組織が活動を終了した又は解散した場合、その公証書を保管している公証従事組織は技術的な誤りの修正を行う。
3. 技術的な誤りの修正を行う公証人は修正すべき誤りと公証書類を比較して、修正すべき箇所に下線を引き、ページの余白に修正内容を記入し、公証人の署名及び公証従事組織の印鑑を付ける。公証人は契約・取引に参加する当事者について、その誤りの修正を通知する責任がある。

第 51 条：契約、取引の修正、追記、廃止の公証

1. 登録済みの契約、取引の修正、追記、廃止の公証はその契約、取引に参加する全ての当事者の合意書がある時のみ実施できる。
2. 登録済みの契約、取引の修正、追記、廃止の公証はその公証を行った公証従事組織で公証人により行われる。その公証従事組織が活動を終了した又は解散した場合、その公証書を保管している公証従事組織は行う。
3. 登録済みの契約、取引の修正、追記、廃止の公証手続きは本章に定める契約・取引の公証手続きと同様に行われる。

第 52 条：裁判所に対し公証書が無効であることを言い渡すように要求できる者

公証人、公証要求者、証人、通訳者、関係する権利と義務がある者、管轄国家機関は公証が法律に違反する根拠がある時、裁判所がその公証が無効だと言い渡すように申請する権限がある。

第 2 部：複数の契約及び取引の公証、翻訳版の公証並びに保管遺言の受取りの手続

第 53 条：適用範囲

不動産抵当契約、権限委託契約、遺書、遺産分割合意書、遺産受取申告書、遺産受取の拒否書の公証を行う手続きは本章第 1 部の規定と本項目の規定に従って実施されるが、本項目の規定に違反しない。

第 54 条：不動産抵当契約の公証

1. 不動産抵当契約の公証はその不動産が位置する省・中央直轄市における公証従事組織で行われること。
2. 法律の許可範囲に従って 1 つの不動産が同時に 2 つ以上の抵当契約を行う場合、同じ公証従事組織で公証を行うこと。その公証従事組織が解散、譲渡した場合、その抵当契約の公証書類を保管している公証従事組織の公証人が引き続き行う。

第 55 条：権限委託契約の公証

1. 権限委託契約を公証する時、公証人は書類を確認し、各当事者に対し権利と義務及び法的な結果について明確に説明すること。
2. 権限を委託する側と権限を委託される側が同時に 1 つの公証従事組織に来られない場合、権限を委託する側は近い公証従事組織でその権限委託契約を公証するように要求した後、権限を委託される側は引き続きに、その契約を近い公証従事組織でその権限委託契約を公証するように要求できる。

第 56 条：遺言の公証

1. 遺言人は自ら公証を要求し、他人に遺書公証要求の権限を委託しない。
2. 公証人は遺言人が精神病或は認識できない或は自分の行動をコントロールできない他の病気にかかっているという疑惑を持っている場合又は遺書を作る時に威嚇・強制されたという根拠がある場合、公証人は遺言人がその疑惑を明確化するように要求する。明確化できない場合、その遺書公証を拒否できる。

遺言人の命が威嚇される場合、公証要求者は本法 40 条 1 項に定める書類と提出する必要がないが、公証書に明確に記載すること。

3. 遺言人が公証済みの遺書を修正・追記・交代、一部又は全部を廃止したい場合、その追記・修正・廃止を公証するように要求できる。その遺書が公証従事組織で保管されている場合、遺言者はその遺書を保管している公証従事組織に対し、その追記・修正・廃止について通知すること。

第 57 条：遺産分割に関する合意書の公証

1. 相続者が法律規定又は遺書に従って相続を受けるが、割合が不明な場合、公証人が遺産分割合意書を公証するように要求できる。

遺産分割合意書には、相続者は他の相続者に自分の分の全体又は一部を贈与できる。

2. 遺産が土地使用権又は法律により所有権を登録すべき財産である場合、公証要求書において、その土地使用権、財産所有権を証明する書類が必要である。

法律規定に従って遺産を相続される場合、遺産を残す者と遺産を残される者の関係を証明できる書類を提出する必要がある。遺言書に従って相続される場合、公証要求書において、遺言書の複写版が必要である。

3. 公証人は遺産を残す者が土地使用権・財産所有権を持つ本人であることや公証要求者が遺産を残される者の本人であることを確定するために確認すべきである。本人として証明できない場合又は遺産残しや遺産相続が違法であるという根拠がある時に、公証人は確認或は鑑定などを行う。

公証従事組織は公証を行う前に、遺産分割合意書の受付を公示する責任がある。

4. 公証済みの遺産分割合意書は管轄国家機関が相続者に土地使用権、財産所有権を移転するための根拠になる。

第 58 条：遺産受取に関する記録書の公証

1. 法律規定に従って唯一の相続者がいる場合又は同時相続者が遺産を分割しないと合意するとき、遺産受取申告書を公証するように要求できる。

2. 遺産受取申告書の公証は本法 57 条 2 項と 3 項に従って実施される。

3. 政府は遺産分割合意書、遺産受取申告書公証要求の受付公示手続きを詳細に規定する。

第 59 条：遺産受取を拒否する記録書の公証

相続者は遺産の受取を拒否する場合、その旨を公証するように要求できる。遺産受取拒否書の公証を要求する時、公証要求者は遺言書或は遺産を残す者と遺産を残される者の関係を証明できる書類或は遺産を残す者の死亡証明書の複写版を提出すること。.

第 60 条：遺言保管

1. 遺言人は公証従事組織が自分の遺書を保管するように要求できる。遺書保管を受け付ける時、公証人は遺言者の前に、遺書を封印し、遺書保管受付記録書を記入して遺言者に提供する。

2. 公証従事組織が保管している遺書について、その公証従事組織が活動を終了する又は移転・合併又は解散した時、活動終了前に公証従事組織は他の公証従事組織での遺書保管について、遺言人と相談すること。相談しない又は合意できない場合、遺書或は遺書保管費用は遺言者に返却すること。

3. 遺言公示は民事法の規定に従って公証従事組織において実施される。

第 61 条：翻訳版の公証

1. ベトナム語から外国語又はその逆で書類を翻訳することは公証従事組織の協力者である翻訳者により実施される。協力翻訳者は外国語大学又は他の大学を卒業したが外国語を使いこなせる者であること。協力翻訳者は自分の翻訳内容の正確性、適切性について責任を負う。

2. 公証人は翻訳したい書類の原本を受け付けて、協力翻訳者に引き渡す。翻訳者は公証人が翻訳版の各ページに証言や署名を行う前に、翻訳版の各ページに署名する。翻訳版の各ページにおいて、各ページの右上に「翻訳版」という文字を付けられる。翻訳版は原本の複写版と一緒にセットされ、割り印を押されること。

3. 翻訳版における公証人の証言は公証時点、場所、公証人の氏名、公証従事組織の名称、翻訳者の氏名、翻訳版における署名が翻訳者の本人の物である旨、翻訳版の内容が正しく合法なこと、公証人の署名及び公証従事組織の印鑑を含む。

4. 公証人は下記の場合において、翻訳版を受付や公証を行わないこと。

a) 公証人は原本が違法に交付されたことや原本が偽造であることだと分かった場合

b) 翻訳要求書類は取消、修正、追記、削除又は破れる等により内容を見ることができない場合

c) 翻訳要求書類は国家秘密又は法律規定に従って公示を禁止される書類である場合

5. 司法省大臣は翻訳版における公証人の証言サンプルを詳細に規定する。

第 6 章

公証データベース及び公証書類の保管

第 62 条：公証データベース

1. 公証データベースは資産の起源、資産の取引状態、公証済みの契約・取引に関する資産に適用される抑止対策の情報などを含む。

2. 省レベルの人民委員会は地方の公証データベースを構築し、公証データベースの使用規則を公布する責任がある。

3. 司法省は天然資源環境省、建設省及び関係省庁と協力して、各地方における公証データベースの構築・使用の指導、案内を行う。

第 63 条：公証書類

1. 公証書類は公証要求票、公証書の原本、各種証明書、他の関係書類を含む。
2. 公証書類は公証簿に記入するとき、時間の順に従って番号を付けられること。

第 64 条：公証書類の保管制度

1. 公証従事組織は公証書類を緊密に保管、安全対策を行う責任がある。
2. 公証書の原本及び公証書類の他の書類は公証従事組織の事務所で少なくとも 20 年間保管されること。公証従事組織の事務所以外の場所で保管する場合、司法局の事前書面承諾が必要である。
3. 管轄国家機関が公証済みの内容に関する確認、検査、監査、調査、裁判などを行うために、公証書類提供を要求する時、公証従事組織は公証書及び関係書類の複写版を提供する責任がある。

公証書の複写版と原版の比較は公証書類を保管している公証従事組織のみ実施できること

4. 公証従事組織の財産差押、捜索は法律規定に従って司法局の代表或は地方における社会職業組織の代表の立会いで行われる。
5. 民間公証所が公立公証所に変更される場合、公証書類は変更後の公立公証所により保管される。

民間公証所が解散する場合、公証書類は司法局が指名する他の公証所で保管される。

公証所が活動を終了する場合、その公証所は他の公証所と、公証書類の保管について相談すること。合意できない場合又はその公証所の公証人が亡くなった又は裁判所により亡くなつたと判決される場合、司法局はその公証所の公証書類を引き受ける公証所を指名する。

第 65 条：公証書の複写版の提供

1. 公証書の複写版は下記の場合に提供される。
 - a) 本法第 64 条 3 項に定められた、管轄国家機関の要求による場合
 - b) 契約・取引に参加する各当事者、権利と義務がある関係者の要求による場合
2. 公証書の複写版提供はその公証書原本を保管している公証従事組織により行われる。

第7章

公証費、公証報酬及びその他の費用

第66条：公証費

1. 公証費は契約・取引や翻訳版の公証手数料、遺書の保管費、公証書類の複写版の提供手数料などがある。

契約・取引や翻訳版の公証、遺書の保管、公証書類の複写版の提供を依頼する時、公証要求者は公証費を支払うこと。

2. 公証費の金額、納付・徴収制度及び管理は法律規定に従って行われる。

第67条：公証報酬

1. 公証要求者は公証従事組織が契約・取引の草案作成、タイピング、書類の複写及び公証に関する他の仕事を行うように要求する時、公証報酬を支払うこと。

2. 省レベル人民委員会は現地の公証従事組織に対し、公証報酬の極度額を公布する。公証従事組織は省レベル人民委員会が公布した公証報酬の極度額を超えないよう、各種公証業務の金額を決定し、事務所で公示する。

公証従事組織は公示済みの公証報酬を超えて公証報酬を徴収する場合は法律規定に従つて処分される。

3. 公証従事組織は公証要求者に対し、具体的な公証報酬を事前に通知する責任がある。

第68条：他の費用

1. 公証要求者が公証従事組織以外の場所で、公証や確認などを要求する場合、それに関する発生費用を支払うこと。

それに関する発生費用は公証要求者と公証従事組織の間で合意される。公証従事組織は合意した金額を超える金額を徴収できない。

2. 公証従事組織は他の費用の計算原則を公示し、公証要求者に対してそれらの費用について具体的に説明する責任がある。

第8章

公証に関する国家管理

第 69 条：公証に関する国家管理業務における政府、司法省及び関係省庁の責任

1. 政府は公証に関する国家管理を統一管理する。
2. 司法省は政府、政府首相に対し、公証に関する国家管理の責任を負う。下記の権限と任務がある。
 - a) 公証に関する法的文書を公布する又は管轄国家機関が公布するために提出する。
 - b) 公証分野発展政策を作成し、政府が公布するために提出する。全国における公証従事組織発展マスターplanを公布するために、政府首相に提出する。
 - c) 関係省庁と協力して、全国における公証従事組織発展マスターplanの実施を案内、展開、管理する。
 - d) 公証に関する法律、公証分野発展政策の宣伝、普遍化する。
 - e) 公証人の任命、解任を行う。
 - f) 内務省と一致した後、公証人の社会・職業組織の定款を承認する。憲法、本法及び関係法律規定に違反する公証人の社会・職業組織の文書、規定を廃止、修正するように要求する
 - g) 公証活動に関する違反、訴え、告訴などの処理、解決、監査、監督を行う。
 - h) 政府に対し、年次公証活動報告を行う。
 - i) 公証活動を管理、公証活動に関する国際協力をを行う。
 - j) 本法及び関係法律規定に定める他の任務、権限がある。
3. 外務省は司法省と協力して、海外におけるベトナム代表機関の公証実施を案内、監査監督する責任がある。毎年、司法省に対し、海外におけるベトナム代表機関の公証活動を報告する。
4. 各省及び省相当機関は司法省と協力して、公証に関する国家管理における任務・権限を行う。

第 70 条：公証に関する国家管理業務を行う時の省レベルの人民委員会及び司法局の任務、権限

1. 省レベルの人民委員会は地方において公証に関する国家管理業務を行い、下記の権限と任務がある。

- a) 公証に関する法律、公証従事組織発展政策の施行、宣伝、公示を行う。
- b) 政府首相が承認した公証従事組織発展マスターplanに従って地方における公証従事組織発展政策を定め、実施する。
- c) 本法に従って公立公証所設立を決定、公立公証所の設備等を確保、公立公証所の解散又は移転を決定する。
- d) 民間公証所の設立を許可する基準を公布、民間公証所設立・変更・合併・設立許可決定書の撤回などを決める。
- e) 地方における公証報酬の極度額を公布する。
- f) 公証を巡る違反を検査、確認、処分、公証を巡る紛争・訴訟を解決、公証に関する監査監督について司法省と協力する。
- g) 公立公証所の設立・移転・解散について司法省に報告、民間公証所の設立・合併・移転を許可する。司法省に対し、毎年定期に地方における公証活動を報告する。
- h) 本法及び関係法律規定に定める他の任務と権限。

2. 司法局は地方における公証に関する国家管理について省レベル人民委員会を支援する。本法及び関係法律規定に定める他の任務と権限を実施する。

第9章

違反処理及び紛争解決

第71条：公証人の違反処分

公証人は本法の規定に違反する時、違反レベルによって、行政処分・警告処分・刑事責任処分などでの処分を受ける。その違反で損害をもたらす場合、法律規定に従って賠償すること。

第72条：公証従事組織の違反処分

公証従事組織は本法の規定に違反する時、行政処分を受ける。その違反で損害をもたらす場合、法律規定に従って賠償すること。

第73条：公証人、公証従事組織の合法な権限、利益に侵害行為がある者の違反処理

公証人、公証従事組織の合法な権限・利益に侵害行為がある者は違反レベルによって、行政処分・刑事責任処分などの処分を受ける。損害をもたらす場合、法律規定に従って賠償すること。

第 74 条：違法に公証を行う個人、組織の違反処分

1. 公証従事条件を満たさず公証従事を行う個人は違反行為を早急にやめるべきであると共に、行政処分・刑事責任処分などの処分を受ける。損害をもたらす場合、法律規定に従って賠償すること。
2. 公証従事条件を満たさず公証従事を行う組織は違反行為を早急にやめるべきであると共に行政処分などの処分を受ける。損害をもたらす場合、法律規定に従って賠償すること。

第 75 条：公証要求者の違反処分

公証要求者は事実と間違った情報を提供、偽造書類を使用、違法に書類を修正したり追加したりする又は他の不正行為を行う時、違反内容によって行政処分、刑事責任処分などの処分を受ける。損害をもたらす場合、法律規定に従って賠償すること。

第 76 条：紛争解決

公証要求者と公証人、公証従事組織の間に紛争が発生する場合、各側はその紛争を解決するために裁判所で訴訟できる。

第 10 章

施行条項

第 77 条：原本からの複写版の証明、書類における署名の証明

1. 公証人は原本からの複写版、書類における署名を証明できる。
2. 原本から複写した複写版、書類における署名を証明することは証明に関する法律規定に従う。

第 78 条：海外におけるベトナム社会主義共和国の代表機関の公証

1. 海外におけるベトナム社会主義共和国の外交機関、領事館は本法及び領事・外交に関する法律規定に従って、ベトナムにおける不動産売買・移転・譲渡・贈与・賃貸・出資等の契約を除き、遺書、遺産受取拒否書、権限委託書、他の契約・取引を公証できる。

2. 公証を行う領事館の従業員、外交官は法学士を持つ又は公証業務教育を受けた者でなければならない。

3. 領事館の従業員、外交官は本法第 5 章に定める手続きに従って公証を行い、本法第 17 条 1 項の c, d 及び e に定める権限と 2 項の a, c, d 及び e に定める義務を持つ。

第 79 条：移行条項

1. 本法が発効してから 24 ヶ月以内に、公証人 1 名により公証法 82/2006/QH11 号に従って設立された民間公証所は本法第 22 条に従って設立と活動を行う公証所に変更すべきである。この期間内に、公証人 1 名により設立された民間公証所はこの変更条項を行わない場合、省人民委員会は設立許可決定書を撤回、司法局は公証活動登録証明書を撤回する。

司法省大臣は本項に定める公証所の変更手続きを案内する。

2. 本法が発効する前に設立された公証所はそのまま登録済みの名称を維持できる。本法が発効した日から本法第 23 条 3 項に定める何れの内容を変更する場合公証所は活動を再度登録すべきである。本法第 24 条 2 項に定める何れの内容を変更する場合、本法第 22 条 3 項に従って、公証所の名称を変更すること。

3. 本法が発効する前に設立される公証従事組織は本法が発効してから 90 日以内に、本法第 37 条に定める公証人に対する責任保険に加入する義務がある。

4. 2012 年 10 月 30 日付の司法省通達第 11/2012/TT-BTP 号と添付される公証従事道徳規則は本法第 39 条に定める公証人の社会・職業組織が新公証従事道徳規則を公布するまで、引き続き適用される。

第 80 条：施行効力

本法は 2015 年 1 月 1 日から発効する。

公証法第 82/2006/QH11 号は本法の発効した日から無効になる。

第 81 条：詳細規定

政府は本法に従って責任を割り当てられた各条項を詳細に規定する。

本法はベトナム社会主義共和国国会第 XIII 期、第 7 会議において、2014 年 6 月 20 日に承認された。

国會議長

Nguyễn Sinh Hùng